



I 2004年度 税制改正の概要

去る3月26日に、2004年度予算案とともに、税制改正関連法案が国会で成立しました。今回の改正について政府は、「最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための『あるべき税制』の構築に向けたものとなっている」と説明しており、住宅土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、年金税制、法人税制、国際課税等を重点とした内容となっています。

今回はこれらの改正のうち、法人税制、住宅土地税制の一部(源泉所得関連)を中心に、その概要について見ていきたいと思えます。なお、2004年より適用が開始する重要な改正につきましては、一部2003年度の税制改正の内容も含まれています。

A. 法人税制

- 1) 欠損金の繰越期間の延長[01年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金より適用]
欠損金の繰越期間が7年(現行5年)に延長されました。
- 2) 繰戻し還付の不適用制度の延長[04年1月1日より適用]
欠損金の繰戻し還付の不適用制度が、2年間延長されました。(一部中小企業には、適用除外があります)
- 3) 帳簿の保存期間の延長[01年4月1日以後に開始した事業年度に係る帳簿書類より適用]
現行5年とされている帳簿書類の保存期間が7年に延長されました。
- 4) 過小資本税制における適用基準の変更[04年4月1日以後に終了する事業年度より適用]
適用基準として、3倍基準に代えて類似法人基準を用いる場合には、類似法人の過去3年以内の

いずれかの事業年度の純資産に対する純負債の比率を用いることができるようになりました。

- 5) 外形標準課税(事業税)の一部改正[04年4月1日以後に開始する事業年度より適用]
資本金1億円超の法人を対象に、法人事業税の外形基準(資本金、報酬給与額・純支払子額などの付加価値額)による課税が、4月1日より開始されます。今回の改正では、付加価値割の課税標準の算定において、棚卸資産等の取得価額に算入される給与等の金額については、法人税の損金に算入される事業年度ではなく、支出する事業年度の課税標準に含めることとなりました。

B. 源泉所得関連

- 1) 住宅ローン減税の延長[04年1月1日より適用]
制度自体が08年まで延長され、04年居住分については03年分と同じ制度、05年分から08年分については、段階的に控除額が縮小されることとなりました。
- 2) 給与所得者の住宅資金借入れ特例の延長[04年1月1日より適用]
給与所得者が会社から住宅資金の貸し付けを受けた場合の課税の特例(年1%以上の金利)が、2年間延長されました。
- 3) マイカー通勤者の通勤手当非課税限度額の変更[04年4月1日以後に受けるべき通勤手当]
現行、通勤距離が片道35km以上20,900円の非課税限度額が、片道35km以上45km未満が20,900円、片道45km以上が24,500円と変更となりました。
- 4) 配偶者特別控除の見直し[04年1月1日より適用](2003年度改正)
04年1月1日より、控除対象配偶者(合計所得金額が38万円以下つまり収入が103万円以下の配偶者)が受けていた、割増しの控除部

分が廃止されました。同様に、個人住民税の配偶者特別控除の割増し部分も廃止されました。(個人住民税については、平成 17 年度分以後より適用)

C. その他

- 1) 土地・建物等における譲渡損失の損益通算・繰越控除制度の廃止[04 年 1 月 1 日より適用]
土地・建物等の譲渡から生じた損失は、他の所得との通算及び翌期への繰越が認められなくなりました。
- 2) 非上場株式から生じた譲渡益の税率引下げ [04 年 1 月 1 日以後に行う株式等の譲渡より適用]
非上場株式から生じた譲渡益に対する税率が、現行の 26%(所得税 20%、住民税 6%)から、20%(所得税 15%、住民税 5%)に引き下げられました。

- 2) 配当所得
 - ① 一定の親子間配当(持株割合 50%超の子会社からの配当)については源泉地国免税
 - ② 一般の配当 15%⇒10%に限度税率の引下げ
 - ③ 持株割合 10%以上 50%以下の親子間配当 10%⇒5%に引下げ
- 3) 利子所得
一定の主体(政府、中央銀行、一定の金融機関等)が受け取る利子所得については源泉地国免税となりました。ただし、その他の場合は 10%で従来どおりです。
- 4) 特典制限
条約相手国以外の第三国の居住者による条約特典の乱用を防止するため、条約の特典を享受できる者を一定の要件を満たす居住者等に限定しています。
- 5) 適用開始時期
本条約は、3 月 30 日をもって発効し、源泉徴収される租税に関しては、平成 16 年 7 月 1 日以後に租税が課される額について適用されることとなります。

Ⅱ 新日米租税条約

平成 16 年 3 月 30 日、日米両政府との間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」の批准書の交換が行われました。

新条約は OECD 条約モデルに沿いつつ、持株割合 50%超の親子会社間の配当、また使用料について源泉地国免税の措置がとられており、両国間の企業活動や投資を促進するために独自の規定が盛り込まれています。

新条約の主な内容は次のとおりです。

- 1) 使用料
今回の改正における最も重要なポイントの一つとして、使用料の支払いについては一律源泉地国免税とされました。したがって、2004 年 7 月 1 日以降に支払われるすべての使用料は源泉税が免除されます。ただし、独立企業間価格を超える使用料の金額については 5%を限度として源泉地国課税を行うことができます。また、意図的に支払いを 7 月 1 日以降に先送りすることは、条約の恩恵を受けるための租税回避行為と認識される恐れがあり、慎重な対応が求められます。

Ⅲ 日米社会保障協定

日米の両政府間において、平成 16 年 2 月 20 日に「日米社会保障協定(仮称)」の締結が合意されました。両政府は平成 17 年度中の施行を目標に今後協議を詰めて行く見通しです。

この協定により、原則 5 年以内の赴任であれば、相手国の年金と医療保険制度への加入及び保険料負担が免除されることとなります。また相手国での年金加入期間がある場合、両国の加入期間を通算し各国の受給資格(原則日本 25 年・米国 10 年)を満たせば、加入期間に応じた年金が両国から支給されるようになります。

- 1) 5 年以内の赴任の場合
原則として自国の制度に加入し、相手国の制度への加入及び保険料負担は免除されます。延長届を提出した場合、3~4 年程度であれば引き続き加入免除が受けられます。

- 2) 5年超の赴任の場合
赴任が5年を超えると見込まれる場合は、当初より相手国の制度に加入する必要があります。
- 3) 過去の赴任者
協定発行前の加入期間についても遡って年金加入期間を通算することが出来るようになります。

IV 解雇に係る労働基準労働基準法の改正(一部抜粋) (平成16年1月1日施行)

就業規則の絶対的記載事項である「退職に関する事項」に、解雇事由を具体的に記載することが義務付けられました。また、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇については、その権利を濫用したものとして無効となります。

**㈱オカモトアンドカンパニー国際会計事務所 /
花登博子税理士事務所**
〒102-0083 東京都千代田区平河町 1-2-10 平
河町第一生命ビルディング
TEL 03(5276)0900 FAX 03(5276)0950
<http://okamoto-co.co.jp>

注意 本ニュースレターの一部あるいは全部について株式会社オカモトアンドカンパニーの承諾を得ずにいかなる方法においても無断で複写、複製することは禁じられています。